
マルタの言語景観から

～二言語併用におけるマルタ語の表出をめぐって

丹羽 牧代

要 旨

近年、多言語化と同時に母国語を重要視するという流れの中で、日常的に目に触れる言語による様々な表示—言語景観 (Linguistic Landscape) —が持つ意味について様々な分析が進んでいる。この言語景観には大きく分けて政府などの行政機関による言語政策を反映するものと、商業目的などで民間から自然発生的に表れるものに二分される。前者には地名表示・交通関連の表示・公共施設の表示などが含まれ、後者には街頭宣伝看板・同ポスター・個人商店の張り紙などが含まれる。

本稿では、マルタ共和国のように二言語が公用語とされ、なおかつ両者がどちらも十分に日常的に機能している環境において、言語景観はどのように表れるのかを調査した一次的な報告である。そして、それらの言語景観類型がマルタ語と英語それぞれの位置づけをどのように反映するものかを分析するために、どのような切り口が見いだされるかを検討したものである。

1. はじめに

1.1 マルタ共和国における言語使用

Bourhis& Laundry (1997) による枠組み提唱以来、言語景観 (Linguistic Landscape) 研究はその後発展の途を辿っている。言語景観がその地域・地方・国等の言語状況のみならず、歴史・住人の活力や経済力・政策等複数の事象を表出するものであることは、Bourhis and Laundry (2002) や庄司他 (2009)

でも研究方向として総括・展開されている。本稿では、マルタ共和国（以下マルタ）における二言語表示の研究を通して、言語景観の研究がマルタにおける何を明らかにすることが可能であるかを考察する。

マルタでは初等教育から英語での授業が導入され、国民への英語使用がもっとも成功・浸透している国のひとつと言われている。これはマルタ語がセム系の言語であり、ゲルマン語をルーツとしている、系統の異なる外国語である英語との言語系統的距離を考慮すると、より一層その成功が際立つ。公用語として複数言語を持つ国々はいくつかある。しかし、国民の大多数が話者である十分に共通な言語、歴史的にもその地域で話されてきた共通言語が存在しているにもかかわらず、なおかつそれに加えて英語を公用語としているという意味ではマルタは特殊な状況下にあるとも言える。しかも、英語使用に関しては一部の国民のみしか使えないという状況ではなく、現実に社会的な様々な場面で英語が使用されている¹⁾。

もっともマルタは、地中海の西、東西南北の大国の動線がクロスする位置にあることから、歴史的に様々な勢力が入れ替わり支配下に置いたところであり、直近では1964年まで英国の一部であった。また現在も英連邦の一員でもある。つまり英語との接触及び実用性には歴史と経緯があり、それ故に公用語として英語とマルタ語の二言語が使用されている。橋内（2007）に詳細に記述されるように教育制度等も英国に準じたものを採用している。かつての統治国の言語が英語であったことを考えれば、マルタ共和国憲法によって「マルタの国語はマルタ語である。」とされているにもかかわらず、様々な状況から英語優位の diglossia（区別的二言語併用）の状況にあるとされている（橋内（ibid.））のも不思議ではない²⁾。

ただし、diglossia の概念が、そもそも「同じスピーチコミュニティの中における社会的場面による二言語の使い分け」を内包する通り、優位言語であると想定される英語の浸透度にはもちろん差がある。行政機関の公文書などは英語で書かれたり、後述のように英語表記が多種類見られたりするが、個

人的なレベルでの英語熟達の度合いを見ると、例えば英語話者と接することの多い観光業の一種であるタクシー・ハイヤー・旅行ガイドのような職種であっても、英語における proficiency の度合いは様々である。家庭での言語はもともと英語話者である場合を除けばあくまでマルタ語であり、友人・知人等の生活圏における話しことばの言語もマルタ語である。英語が通じるというレベルを細かく規定しなければ、確かにマルタ共和国においては英語話者が不自由することはなく、公用語として現実に機能している。しかしながら、この、公用語として現実的に機能している、という面は、当然ながら国のあらゆるレベルにおいて英語のみで生活が可能という完全な二言語を意味しないことが覗えよう。

言語景観は言語をめぐる状況を反映し、水面下の意識・無意識を表出させるものであると述べたが、以下、マルタ共和国の言語景観を検証しつつ、それがどのように社会言語学的な研究に繋がるかを考察していく。

1.2 言語景観が意味するもの

具体的な言語景観の観察に入る前に、前提となる言語景観が意味するところについて記しておく。

言うまでもなく、本来は言語景観に多く見られる表示や掲示や標識は「情報伝達」を主たる目的としており、その情報内容を知らない対象者への新情報を提供するという意味を持つ。すなわち、第一義的にはまったく新しい情報であるという意味を持つ。同時に二義的には、既知であってもその内容が「現行継続中のものである」ということを提示し続けるという意味をも持っている。更に Backhouse (2007) が述べるように、「誰に対して」「誰が」言語表示や標識を掲出するのがそれ以上の大きな意味を持つ。

例えばアイルランドの空港における税関関連のアイルランド語表示は、丹羽 (2014) が述べたように、その情報を必要とするはずのその対象者にアイルランド語話者が含まれる割合は極めて低く、「誰に対しての有用性の

ある掲示か」という意味では、言語情報としてはほとんど役割を果たさない。しかし、空港のような公共体における、政府としての言語政策のマニフェスト＝アイルランド語はアイルランドの言語である、の具現化としての意義としては極めて象徴的な意味を持つ。同じく英語をほとんど解さない住民が目にすることを前提としながら、工事現場の危険性を英語でのみ表記する、アフリカのある国での掲示例も同様のことが言える。この場合は現地住民に危険性を伝えることに重点はなく、工事請負会社が法律的な意味での注意喚起義務を果たしたということを提示するためだけに存在する看板だと言えよう。意味合いは違うが、掲示することそのものに意味があり、受け取り手に対する指向性（audience-oriented）より発信主体の側への指向性（agent-oriented）が見て取れるものである。言語景観において、このような agent への指向性を持つ度合いが大きく、Ben-Rafael（2010）のいう“top down”的な提示が行われる代表的なものは、政府の公文書であり、公共体における掲示など、該当政府の言語政策を反映するものである。これに対して商用などの“bottom up”の掲示の場合には、言語政策が実際にはどのように一般社会に受け入れられ、反映されるかを映し出す面もありながら、理念的なものが先に立つ政策的言語景観の様相とは異なり、受け取り手を念頭においた実利的な面が色濃く出るのが普通とも言える。

以上のように言語景観が伝えることによって、あるいは伝えないことによってある地域の言語状況の一端、すなわち言語にまつわる政策、その中でも何が優先されているか、等々をメッセージとして掲出していることになる。ではマルタのような多言語国家において、文字化される言語はどのような意味の様相を示すであろうか。

2. マルタ共和国における言語景観が指し示すもの

2.1 二言語表出の現実

次にこのような視点でマルタ共和国における言併用状況について2014年から2015年にかけて行った調査の結果を述べる。マルタ共和国は大きくはマルタ本島とゴゾ島、コミノ島から成るが、このうち居住地帯となっているのがマルタ本島とゴゾ島である。先述の調査では、マルタ本島に関しては、マルタの行政・観光の中核都市バレッタ、観光都市ラバト、同じく観光都市イムディーナ、商業経済とリゾート都市のスリーマ、サンジュリアン、島の周辺部にあたるいくつかの観光拠点とそこに至る道筋となっている農村地帯を調査した。ゴゾ島については行政の中心ピクトリア、漁港を中心とするマルサフォン、及びいくつかの観光拠点とそこに至る道筋である農村地帯が主な調査地である。

上述のようにマルタではマルタ語と英語とが公用語とされており、行政文書・公共掲示などには基本的にマルタ語・英語の二言語表記であるものが多く見られる。写真1は通りの名称表示の例である。このように地理的掲示、観光施設における表示、交通手段における表示などの公共表示の分野ではほぼ二言語表示が浸透しているように見受けられる。ではマルタでは二言語併記が組織的日常的に行われ、浸透しているのであろうか。実際には、両言語の扱われ方にもう少し詳細に検討を加えると、併用状況についてはいくつかの傾向が浮かび上がってくる。実のところ、マルタ共和国での併用状況は、強力な政策のもとに先導された一貫性があるというよりは、かなりそのときの情勢に即した、統一感の意識されない景観となっている点で特徴的である。ただし、その混沌としているように見える言語状況の中にも、それを通して浮かび上がるものがあるのも事実である。

確かにマルタ語と英語の併用は概観においては観察される。しかし、丹羽(同上)で提示したような、アイルランドにおけるアイルランド語と英語

表記をめぐると比較すれば、どちらも「国のことば」であるアイルランド語とマルタ語の表記の扱いには明確な意識の差を見て取ることができる。アイルランドにおいては2003年のOfficial Languages Actによって、アイルランド語と英語の両言語の使用に関して、公共機関における規定が細部にわたって制定され、それに基づく併記方法が実施されてきた³⁾。段階的にはすべてのアイルランド国内で、両言語の併記・英語のみの表記の禁止・併記の場合の細部の規程が徹底されていくことがガイドライン *Official Languages Act 2003 Guidebook* としてまとめられている。この規程は国としてアイルランド語の復権・優位かを理念として目指すためのものであるため、国内における公共体での言語掲示について、二言語併記の義務付けとその場合のアイルランド語優位の可視化を多岐にわたって取り決めたものである（アイルランド語が先行すべきであること、字体の大きさ、情報内容の等価性など）。この厳密な規程に基づいて展開されているアイルランド公共体での言語提示と比べると、マルタ語・英語両言語併記の言語景観は、ほとんど則るルールのない混沌としたもののようにさえ見える。前述のようにマルタでは英語を優位言語とする diglossia の状況があると分析されるのであろうが、その状況が、英語が上位、マルタ語が下位、というピラミッドイメージで語られるほど単純なものでないことを示すものとなっている。これを検証するため、前提として、言語景観における優位さを示す尺度として考えられているものを挙げて、これに基づいて英語・マルタ語の併用状況を観察してみよう。

(1) 表示において特定言語が「優位」であることを示す指標

- a. その特定言語による表記のみしかない。
- b. 特定の言語が優位とみられる位置にある。一般的には上方。
横書きで左から右というプロセスを持つ言語では左が優位と考えられることが多い。(Kress and Van Leeuwen (1998), Huevner (2010))
- c. より大きな文字を使用する。



写真1



写真2

d. より多くの情報を含む。

例えば、もっとも統一感や規則性の表出し易いはずの地理的名称については、マルタの都市部ではこのような掲示ではマルタ語と英語で二言語併記されることが多いが、比較的最近作られたものでも、マルタ語表示しかないものがある。(写真1) この掲示が、マルタでのもっとも繁栄する商業都市スリーマにあることを考えると、読み手としては無論マルタ語話者も含まれるが、観光やビジネスで多く訪れる英語話者を想定してもおかしくない。通りの名称が掲げられる意味は、その場所がどこであるかを知らない読み手に向けて作られるものだからである。しかし、英語に読み替えた表示はない。一方で、前述の通り名称の二言語併記では、大部分がマルタ語表記を「上部」にすることの多いが、例外的に英語表記が上にあるものが存在する。(写真2) しかもこの掲示も明らかに新しいものであることが見て取れる。

このように、マルタの言語景観においては言語の優位性には体系が見られないものがいくつもある。以下、優位言語が英語・マルタ語のどちらと考えられるかに従って、その混在の様相を示してみよう。本来は景観すべてを写真で提示するのが望ましいが資料多数のため、「優位性」を示す(1)に挙げた指標を提示し、それぞれの指標カテゴリから類型とみなせるものをひとつずつ例示するに留める。

(2) 併記されているが優位と想定される言語が英語

- a. 空港でのチェックインカウンターにある注意書き 1b
- b. ムディーナ聖堂の説明文書（マルタ語の説明量が等価ではない） 1d
- c. HSBC（銀行）の盗難対策注意文書 1b
- d. マルタ本島のバスの内部の非常口を示す表示 1b, 1c
- e. 裏表に同内容表記があるが、その下が英語のみ 1d
- f. スリーマ通り名称 1b
- g. ゴゾ島交通サービス（バス）の車内禁煙表示 1b, 1c
- h. ゴゾ島フェリーのリフト使用制限の掲示 1b, 1c
- i. 同、ライフジャケット格納場所の掲示 1b, 1c
- j. ゴゾ島ビクトリア、道路使用の規制に関して、ほぼ英語のみ 1b, 1d

(3) 併記されているが優位と想定される言語がマルタ語

- a. ゴゾフェリーの緊急時ライフジャケット装着方表示 1b, 1c
- b. 同緊急時の注意書き 1b, 1c
- c. ムディーナ城壁の注意書き 1b, 1c
- d. 教育雇用省の位置を示す看板 1b
- e. スリーマのゴミ資源に関する公共掲示 1b
- f. スリーマバス停の行き先表記等 1b
- g. スリーマ鳩のえさやりに関する禁止表記 1b
- h. ムディーナの公共駐車場の案内表示 1b1c
- i. バレッタのゴミ捨てに関する表示 1b
- j. ゴゾ島へ向かうフェリーの入口出口表記 1b
- k. ゴゾ島ビクトリアの広場名
(古い表記がマルタ語で（新しく英語掲示が小さめに作ってある） 1b, 1c
- l. ジュガンテイヤ神殿の説明表示 1b
- m. Heritage Malta ゴゾオフィス 1b

- n. ビジネスオフィスの移転掲示看板 1b, 1c
- o. バス切符の自動販売機（マルタ語が上） 1b, 1c
- p. ゴゾ島内バスの優先席表示マルタ語が上 1b, 1c

(4) マルタ語表記のみ (1a)

- a. 地方都市の通り名称看板
- b. ムディーナ地方議会の所在を示す掲示
- c. ラバト市の労働党事務所におけるポスター
- d. 文化省による EU のプロジェクト記念碑
- e. ラバト市の通り名
- f. ラバト市によるサービス公示看板（資源、トイレ）
- g. バレッタ市監視カメラの存在をアピールする掲示
- h. ゴゾ島フェリーターミナルの記念プレート
- i. 青の洞門付近の通り名表示
- j. 銀行 HSBC の広告（ムディーナのバス停）
- k. 警察所在地及びパトカーの表記
- l. 騎士団長の館（博物館）内の各種案内
- m. ゴゾ島ピクトリアの通り名
- n. ジュガンティーヤ遺跡の EU プロジェクトを示す表示
- o. 切符自販機の切符とおつり等が出てくる場所を示す表示

(5) 英語のみ (1a)

- a. バレッタの門近くにある工事現場看板
- b. 工事現場近くにある、許可証
- c. 同自動車乗り入れに関する指示看板
- d. スリーマフェリー乗り場への案内看板
- e. フェリー乗り場のごみ箱

- f. 同ゴゾ島のフェリー乗り場案内
- g. スリーマ海岸沿いの交通に関する規制標識
- h. 議会の野党党首・党員控室の掲示
- i. ゴゾ島フェリーの利用注意案内
- j. 公衆電話の使用方表示

(6) 変則的なもの

- a. バレッタ美術館の表示

- ・ マルタ語が真ん中。左が英語、右がイタリア語
- ・ マルタ語がなく英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語



写真3 1bの典型 英語優位



写真4 1aの典型 英語のみ



写真5 1aの典型 マルタ語のみ



写真6 1bの典型マルタ語優位

b. 青の洞門付近の修復プロジェクト 駐車場案内版

表示上でコードスイッチをしたかのように情報の等価性がない。情報量と位置上はマルタ語優位ともとれる。

c. ムディーナの入口近く of 監視カメラ映像と禁止事項の表示

マルタ語の看板のみと英語のみの看板の同居しており、等価性はない。

d. 港駐車場の案内掲示

最上段表示は英語のみでその下左にマルタ語、右に英語。



写真7 1b, 1c の典型 英語優位



写真8 1b, 1c の典型 マルタ語優位



写真9

指標にあてはまらない 6c の例



写真10

1b, 1d の典型 情報が等価ではない

e. スリーマの海岸沿い、五か国語掲示（マルタ語トップ）の下に、英語のみの掲示

f. ゴゾ島ビクトリアの役所名掲示

消費者局に相当する英語表記が左。家族社会保障局がマルタ語表記が右。なおかつ双方の上下関係では英語が下方。

2.2 言語意識の反映

このように一見、マルタ共和国における言語景観は秩序的なものではなく、公用語である二言語が特に組織的に配置されているという印象を受けない。しかしここには Ben-Rafael (2010) が Ordered Disorder と呼んだ、一種集合的な無意識の表出を傾向として見る可能性がある。では、どのような視点からこれらの無秩序の中に、規則性や一般性あるいは指向性を見出すべきだろうか。ここからはいくつかの可能性について挙げておく。

まず、第一に、統一感の欠如そのものが現在のマルタにおける言語意識の反映であるということが挙げられよう。同じ地名表示、というカテゴリーにおいてさえ、明らかに真新しい標識と思われるものの一方は英語優位であり(写真2)、他方はマルタ語優位(写真1)であるということひとつをとっても、時代性などに縛られる差異に単純化することはできない。まさしく現在進行形でマルタの多言語表記は揺れ動いているということを見て取ることができる。すなわち優位言語の意識、言語政策の意識も揺れの中にあるということを示唆している。

次に、明確な規則性等を持たないとはいえ、ひとつの傾向として都市部・観光地での英語優位の状況を観察することは、できるであろう。英語優位の表記が表れている景観を地理的に観察してみれば、英語はマルタ本島の中でも都市部観光商業地域において優位言語としての地位を与えられている。英語優位の例である(2)と(5)を見れば、その多くの都市部における一時的滞在者を読み手として想定するからであろうことは想像に難くない。マル

タの国民が英語を解することを前提にしていれば、英語のみあるいは英語が目立つ言語景観になっていても、マルタ語話者にも、英語を解するその他の話者へも、同時に発信者のメッセージは伝わるからである。周辺的なればなるほど英語表示は姿を消していき、マルタ語のみの表示が増えてくる。地名の二言語併用表記にしても、観光都市以外になると、中規模程度の街であっても、通りの名称等に使われることはなく、マルタ語のみの表記となる。農村エリアに点在する観光地には、時には観光案内のためと思われる英語併用表記が出現するが、基本的に英語掲示・二言語併用の言語景観を発見することは稀である。一時的な滞在者より生活者を読み手として想定する度合いが増えてくることに関連するのであろう。

しかし、更に注目すべき点は、二言語が併記されずにマルタ語のみ、あるいはマルタ語が優位言語として扱われている表示に現れる「マルタにとってマルタ語はどのような位置づけを持った言語なのか」という部分である。先に、単純な diglossia とは言えないことを述べた。政治・経済・文化的に上位であると考えられる場面において一般的には優位言語が使用されるはずである、という原則に照らしてみると、確かにマルタの言語景観が示すのは「英語＝優位言語」という図式に収束するような状況にはない、ということがわかる。(4) に示したのがマルタ語のみのものであるが、そこには、公共交通の自動販売機の切符出口、公共トイレの場所、ごみ資源の捨て方、警察車両であることを示す表記、地方の通り名称、など、社会生活の中でもいわばピラミッドの下位にあたるような日常に直結しているであろう生活用語や諸事についてマルタ語のみの表記になっていることには不思議はない。しかし、それだけではなく、社会的場面としては重要度が高く、理念的でもあり、ピラミッド上位にあたるようなことについても、マルタ語「のみ」の表記が散見されるのである。政策等を訴える政治的言語、文化省によるEUプロジェクト記念碑、フェリーターミナルに刻まれた首相名の記念プレート、国立博物館のひとつに相当するような「騎士団長の館」にあるマルタの重要な歴史展示に

関する表記，などがそれにあたる。これらは，作成年代的にも地理的にも偏りがあるわけではなく，国の各所に散見される。中心部から遠いのでマルタ語のみにしたとか，作られた年代が古いのでたまたまマルタ語だけである，という判断があてはまらない。すなわち英語表記を併用しない，あるいはそれを放置する状況・意識が是認されているということになる⁴⁾。また同様にマルタ語英語が同じ場所に混在して違う情報を提示している例については，



写真11 ゴゾ島のフェリーターミナルにあるマルタ首相による落成記念プレート



写真12

マルタ本島ラバト市にある労働党事務局のポスター



写真13

オーバーラップしない情報が同じ地点に混在する

どこにマルタ語が使用されているのかを検証することで、どんな要素がそのコードスイッチのようなスタイルに影響を与えているのかを分析する手がかりとなると思われる。当然そこにはアイルランドのように、国民のほとんどがアイルランド語を実用的には使わない国との比較検討から浮かぶものもあると考えられる。

3. 研究の方向

以上のマルタにおける言語景観とそれが示すものについては、研究考察は途上であるが、混沌とした状況の中にも、読み手を意識した景観形成の広がりや、意図的か無作為かを問わず、マルタ語に対する母語意識の高揚といったものを見て取ることができる。これはおそらく、EUにおける言語政策やユネスコの複言語化方向性とまったく無関係ではあるまい⁵⁾。言語景観の研究分析は、マルタ国民が、母語ではないが公用語である英語という言語についてどのような意識を持っているのかを反映するもののひとつとして、価値を持つものになると思われる。そしてそれがマルタの言語状況とその背後にある文化・政策・国民の意識といった状況を読み解くカギになっていく可能性がある。

庄司(同上)が述べたように、言語景観とは「比較的 naturally 知覚される情報」であり、学校教育のように明確な意図を持ってそのメッセージの定着をはかれるものではない。また定着させるために到達査定によるメッセージ受信を強制したり、商業ベースの一部を除いて大きな利益誘導によって動機づけたりすることは想定しづらい。しかし、逆に、文字媒体の多くがそうであるように、意図を持って選択的に読まれるものではなくても、繰り返し目にするあるいは意図しなくても目に入ってしてしまうもの、という特徴を持つ。ある意味では意識下への訴求力は高いと考えられる。マルタのような国の多言語併用景観は、例えば日本のような「少数移民言語」が掲げられる状況、また

その景観が表出させる言語状況とは大きく意味が異なる。しかし、表層に現れた景観が何を反映し、どのような要素に影響を受けるかといった理論軸の部分では共通するものがあり、現在日本での、とりわけ都市部における英語表示を推進する動きを考えるにあたっては、その意義を検討する際の一助にもなるであろう。

注

- 1) アフリカ諸国やアジアの一部の国で英語を公用語に指定している国では、その多くが国内に複数の言語を母語とする複数民族を抱え、共通語を持たないと行政・経済その他が成立しないという事情を持つところが多く、またベルギーやスイス、カナダのように、複数公用語を持つが、各言語が比較的地域と言語が結びついて地理的に棲み分けが成立している国々とも状況が異なる。
- 2) 「優位」を何によって規定するからは単純ではないが、ある言語の proficiency の度合いによって社会的地位や経済力が決定されるという面は少なくともひとつの指標であろう。そこには「優位」の概念が、現実生活の精神的・経済的「優位」と結びついている。

複数言語を公用語として指定し、そこに英語が含まれるアフリカ・東南アジア島の諸国のように、公教育が英語で行われており、より高等教育を受けたエリート国民が母語以外の共通語として英語を使用し、政治経済の中枢を握っているのもわかり易い例であろう。

- 3) アイルランド語の併記とその方法について定めた言語法

[Guidelines for] Signs

If bilingual text is chosen (instead of text in Irish only)

what are the Regulations regarding signs?

- a) The text in Irish shall appear first.
- b) The text in Irish shall be as prominent, visible and legible as the text in English.
- c) The letters in the text in Irish shall not be smaller in size than the letters in the text in English.

- d) The text in Irish shall communicate the same information as the text in English.
 - e) A word in the text in Irish shall not be abbreviated unless the word in the text in English, of which it is the translation, is also abbreviated.
 - f) If there is a Placenames Order under Section 32 of the Act in force, a public body must use the official Irish language version specified in the Order on signs placed by it at any location. The Placenames Orders are available at www.coimisinair.ie. (*Official Languages Act 2003 Guidebook* p. 14)
- 4) このことは「英語のみ」の表記が見られるケースと裏表の関係として更に分析が必要であろう。
- 5) マルタでは2005年に、マルタ語を母語としてその保護・隆盛を目指す言語法が成立している。(The Maltese Language Act) 2010年にはメディア報道に対して、マルタ語を正確に使用する法が施行されている。(Code on the Correct Use of the Maltese Language on the Broadcasting Media Regulations)。その一方で法廷での言語についてはより汎用性の高い英語の使用が推奨される規程が1965年以来継続している (Judicial Proceedings (Use of English Language) Act)。2005年より英語教育に関しては国家統計局 (National Statics Office) が国民の英語力を重要な情報と判断し、英語教育の質と量についての調査を実施し続けている。そしてまた2013年の法令 (Statute for the Centre for English-Language Proficiency) によって、マルタ大学には英語習得のためのセンターが制定され、大学教育における英語教育の問題を包括する体制をとっている。

References

- Backhause, P. 2007. *Linguistic Landscapes: A Comparative Study of Urban Multilingualism in Tokyo*. Clevedon: Multilingual Matters.
- Ben-Rafael 2010. "A Sociological Approach to the Study of Linguistic Landscape." In E. Shohamy and Durk Gorter. (eds.) 2009. *Linguistic Landscape Expanding the Scenery*. London: Routledge.
- Bourhis, R. Y. and Laundry, R. 1997. "Linguistic Landscape and ethnolinguistic vitality: An empirical study." *Journal of Language and Social Psychology* 16, 23-49.
- Bourhis R. Y. and Landry, R. 2002. "La loi 101 et l'amenagement du paysage linguistique

- du Quebec.” In P. Bouchard and R. Y. Bourhis (eds.) 2002. *L'aménagement Linguistique au Québec: 25 d'application de la Charte de la Langue Française*, Quebec: Publications du Québec.
- Huebner, T. 2010. “A Framework for the Linguistic Analysis of Linguistic Landscapes.” in E. Shohamy, E. Ben-Rafael and M. Barni (eds.) 2010. *Linguistic Landscape in the City*. Clevedon: Multilingual Matters.
- Kress, G. and Van Leeuwen, T. 1998. Front pages (The critical) analysis of newspaper layout. In: A. Bell and P. Garrett(eds.). 1998. *Approaches to Media Discourse*, Oxford: Blackwell, pp. 186-219.
- 橋内 武 2007. 地中海小国マルタの言語と言語教育. 国際文化論集 第37巻, pp. 193-215. 桃山学院大学.
- 丹羽牧代 2014. 言語景観の多層性に関しての一考察. アカデミア文学・語学編 95巻 pp. 179-202. 南山大学.
- 庄司博史・P. バックハウス・F. クルマス編著 2009 日本 of 言語景観. 東京 三元社.